業 種 設計業務

備

(R5)

第2章 土木設計業務等標準歩掛

第1節 共 通

1-1 打合せ等

	区分	主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	備考
	業務着手時	0. 5	0. 5	0. 5		(対面)
打合せ	中間打合せ	0. 5	0. 5	0. 5		1回当たり (対面)
	成果物納入時	0. 5	0. 5	0. 5		(対面)
関係機関技	打合せ協議	0. 5	0. 5			1機関1回当たり(対面)

- 備考 1. 打合せ、関係機関打合せ協議には、打合せ議事録の作成時間及び移動時間(片道所要時間1時間程度 以内)を含むものとする。
 - 2. 打合せ、関係機関打合せ協議には、電話、電子メールによる確認等に要した作業時間を含むものとする。
 - 3. 中間打合せの回数は、各節によるものとし、各節に記載が無い場合は必要回数(5回を標準)を計上する。打合せ回数を変更する場合は、1回当たり、中間打合せ1回の人員を増減する。なお、複数分野の業務を同時に発注する場合は、主たる業務の打合せ回数を適用し、それ以外の業務については、必要に応じて中間打合せ回数を計上する。
 - 4. 関係機関打合せ協議の回数は、1機関当たり1回程度とし、関係機関打合せ協議の回数を増減する場合は、1回当たり、関係機関打合せ協議1回の人員を増減する。なお、発注者のみが直接関係機関と協議する場合は、関係機関打合せ協議を計上しない。

1-2 その他

区分	主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	備考
合同現地踏査	0. 5		0. 5		1回当たり
照査技術者による報告	0. 5				1回当たり
条件明示チェックシートの作成		0. 25	0.25		1工種当たり

- 備考 1. 照査技術者による報告には、議事録の作成時間及び移動時間(片道所要時間1時間程度以内)を含む ものとする。
 - 2. 条件明示チェックシートの作成は、予備設計時に作成する際に適用する。

1-3 公開成果品作成

本歩掛は、設計成果品を公開用資料とするためにマスキング作業等が必要な場合に適用する。

(1業務当たり)

_						(-	7(1)3	- / /
	区分	主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	備	考
/	公開成果品作成				1. 3	2. 3		

備考 1. 公開成果品作成費は必要に応じて計上するものとする。

第2章 土木設計業務等標準歩掛

第1節 共 通

1-1 打合せ等

	区分	主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	備考
	業務着手時	0. 5	0. 5	0. 5		(対面)
打合せ	中間打合せ	0. 5	0. 5	0. 5		1回当たり (対面)
	成果物納入時	0. 5	0. 5	0. 5		(対面)
関係機関技	打合せ協議	0. 5	0. 5			1機関当たり(対面)

行

- 備考 1. 打合せ、関係機関打合せ協議には、打合せ議事録の作成時間及び移動時間(片道所要時間1時間程度 以内)を含むものとする。
 - 2. 打合せ、関係機関打合せ協議には、電話、電子メールによる確認等に要した作業時間を含むものとする。
 - 3. 中間打合せの回数は、各節によるものとし、各節に記載が無い場合は必要回数(5回を標準)を計上する。打合せ回数を変更する場合は、1回当たり、中間打合せ1回の人員を増減する。なお、複数分野の業務を同時に発注する場合は、主たる業務の打合せ回数を適用し、それ以外の業務については、必要に応じて中間打合せ回数を計上する。
 - 4. 関係機関打合せ協議の回数は、1機関当たり1回程度とする。なお、発注者のみが直接関係機関と協議する場合は、関係機関打合せ協議を計上しない。

1-2 その他

区分	主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	備考
合同現地踏査	0. 5		0. 5		1回当たり
照査技術者による報告	0. 5				1回当たり
条件明示チェックシートの作成		0.25	0.25		1工種当たり

- 備考 1. 照査技術者による報告には、議事録の作成時間及び移動時間(片道所要時間1時間程度以内)を含む ものとする。
 - 2. 条件明示チェックシートの作成は、予備設計時に作成する際に適用する。

1-3 公開成果品作成

本歩掛は、設計成果品を公開用資料とするためにマスキング作業等が必要な場合に適用する。

(1業務当たり)

					, -	71433	. – , ,
区分	主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	備	考
公開成果品作成				1. 3	2. 3		

備考 1. 公開成果品作成費は必要に応じて計上するものとする。

第1章 土木設計業務等積算基準

第8節 橋梁設計

8-1 橋梁予備設計

(3)標準歩掛

(1橋当り)

										(1
		職	種		直	接	人	件	費	
区	分			主 任 技術者	技師長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技術員
設	計	計	画	2.0	2.1	4.4	6.2	4.9		
設	計	計	算			3.4	4.6	7.6	6.4	
設	Ī	計	図					4.8	5.2	6.1
概算	算工具	事費簿	章 出				1.7	4.7	5.8	5.3
照			査		<u>1.9</u>	2.8	4.2			
報	告	書 作	成				1.5	2.2	1.6	1.3
合			計	2.0	4.0	10.6	<u>18. 2</u>	<u>24. 2</u>	<u>19. 0</u>	<u>12. 7</u>

- (注) 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。
- (5) コントロールポイントとなる橋台(地震時に液状化が生じる地盤上の場合),橋脚を有し、地震時保有水平耐力 法による耐力照査を実施する場合は、1基当たり下表を追加する。なお、設計条件等により必要に応じて追加でき るものとする。

(1基当り)

職種		直	接	人	件	費	
区分	主 任 技術者	技師長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技術員
地震時保有水平耐							
力法による耐力照				<u>1. 1</u>	<u>1. 7</u>	<u>0.8</u>	
查							

(7) 関係機関との協議資料を作成する場合は下記歩掛を追加するものとする。

(1業務当り)

職種		直	接	人	件	費	
区分	主 任 技術者	技師長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技術員
関係機関との協議 資料作成					<u>3. 5</u>	<u>3. 2</u>	<u>1. 9</u>

(8) 現地踏査

(1業務当り)

											(17	₹ 1	カコソノ
職種		直		接		人 件		件	費				
区	分			主 任 技術者	技師長	主技	任師	技 師 (A)	技 (B	師()	技 的 (C)	fi	技術員
現	地	踏	査			1.	3	1.6	1.	8	0.9		

(注) 1業務当たり最大2橋とし、それを超える場合は別途計上する。

第1章 土木設計業務等積算基準

第8節 橋梁設計

8-1 橋梁予備設計

(3)標準歩掛

(1橋当り)

	_	職	種		直	接	人	件	費	ĺ
区	分			主 任 技術者	技師長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技術員
設	計	計	画	2.0	2.0	3. 5	5. 5	3.0		
設	計	計	算			3. 0	4.0	6.0	5.0	
設	Ē	H	図					4.0	4.5	5.0
概算	算工具	事費簿	第出				1.5	4.0	5.0	5.0
照			査		1.5	2.0	4.0			
報	告言	書 作	成				1.0	1.5	1.0	1.0
合			計	2.0	3. 5	8.5	16.0	18.5	15.5	11.0

- (注) 電子計算機使用料は、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。
- (5) コントロールポイントとなる橋台(地震時に液状化が生じる地盤上の場合),橋脚を有し、地震時保有水平耐力 法による耐力照査を実施する場合は、1基当たり下表を追加する。なお、設計条件等により必要に応じて追加でき るものとする。

(1基当り)

職種		直	接		人	件	費	
区分	主 任 技術者	技師長	主技	任師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技術員
地震時保有水平耐 力法による耐力照 査					1.0	0.5	0.5	

(7) 関係機関との協議資料を作成する場合は下記歩掛を追加するものとする。

(1 業 終 当 り)

							(1 未	カヨソノ
職種		直	接		人	件	費	
区分	主 任 技術者	技師長	主技	任師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技術員
関係機関との協議 資料作成						1.5	1. 5	1. 0

(8) 現地踏査

(1業務当り)

											(1 **	177 = 77
		職	種			直	接		人	件	費	
区	分			主技術	任	技師長	主技	任師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技術員
現	地	踏	查				1.	5	1.5	1.0		

(注) 1業務当たり最大2橋とし、それを超える場合は別途計上する。

業 種 設計業務

(R5)

第8節 橋梁設計

8-2-4 橋台工

(2) 標準歩掛

2) [逆T式橋台]

(1基当り)

~ 4 IIN							(主缶コッ)						
		職	種		直	接	人	件	費				
区	分			主 任 技術者	技師長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技術員			
設	計	計	画			<u>0.7</u>	<u>2. 3</u>						
設	計	計	算					<u>2. 2</u>	<u>2. 3</u>				
設	1	计	図					<u>1. 9</u>	<u>2. 4</u>	<u>2. 6</u>			
数	量	計	算						<u>2. 1</u>	<u>2. 3</u>			
照			査				<u>1. 2</u>	<u>2. 5</u>	<u>1. 1</u>				
報	告書	善 作	成					<u>1. 2</u>	<u>1. 9</u>				
合			計	0.0	0.0	0.7	3. 5	<u>7.8</u>	9.8	<u>4. 9</u>			

- (注) 1. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。
 - 2. 照査には、赤黄チェックによる照査も含む。

8-2-7 橋台基礎工

(2)標準歩掛

2) [場所打杭] (深礎杭を除く)

(1基当り)

		啦	14		直	接	Į.	件	費	
`		職	種		ഥ	1女	八	TT	貝	
区	分			主 任 技術者	技師長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技術員
設	計	計	画		0.5	<u>1. 2</u>	<u>1. 3</u>			
設	計	計	算					<u>1.8</u>	<u>3. 0</u>	
設	11111	十	図						<u>2. 2</u>	<u>2. 5</u>
数	量	計	算						<u>2. 1</u>	2.7
照			査			1.0	<u>1. 1</u>	<u>1. 1</u>	0.8	
報	告書	事 作	成					1.0	<u>1.4</u>	
合			計	0.0	0.5	<u>2. 2</u>	<u>2. 4</u>	<u>3. 9</u>	<u>9. 5</u>	<u>5. 2</u>

- (注) 1. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。
 - 2. 照査には、赤黄チェックによる照査も含む。

第8節 橋梁設計

8-2-4 橋台工

(2)標準歩掛

2) [逆T式橋台]

(1基当り)

	_	職	種		直	接	人	件	費	
区	分			主 任 技術者	技師長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技術員
設	計	計	画			0. 5	2.0			
設	計	計	算					2. 0	2. 0	
設	言	+	図					2. 0	2. 0	2.0
数	量	計	算						2. 0	2.0
照			查				1.0	2.3	0.8	
報	告 書	事 作	成					1.0	1. 5	
合			計	0.0	0.0	0. 5	3. 0	7.3	8. 3	4. 0

- (注) 1. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。
 - 2. 照査には、赤黄チェックによる照査も含む。

8-2-7 橋台基礎工

(2) 標準歩掛

2) [場所打杭] (深礎杭を除く)

(1基当り)

	\	Ħ	哉	種		直	接	人	件	費	
区	分		\		主 任 技術者	技師長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技術員
設	計	Ē	H	画		0.5	1.0	1.0			
設	計	Ē	計	算					1.5	2. 5	
設		計		図						2. 0	2.0
数	量	Ē	計	算						2. 0	2. 5
照				査			1.0	1.0	0.8	0.8	
報	告	書	作	成					1.0	1.0	
合				計	0.0	0.5	2. 0	2.0	3.3	8. 3	4. 5

- (注) 1. 電子計算機使用料は基本構造物を対象とし、直接経費として上記標準歩掛の2%を計上する。
 - 2. 照査には、赤黄チェックによる照査も含む。

業 種 設計業務

備

考

第8節 橋梁設計

8-2-11 架設計画(1工法)

(2)標準歩掛

(架設工法Ⅲ) (1工法当り)

改

() ()	X 1Z	ΔШ/							(111	ムコップ
	_	職	種		直	接	人	件	費	
区	分			主 任 技術者	技師長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技術員
設	計	計	画			<u>0.7</u>	<u>1.3</u>			
設	計	計	算				0.6	<u>1. 0</u>	<u>1. 0</u>	
設		計	図					<u>1. 2</u>	<u>1. 6</u>	
数	量	計	算						0.7	
照			査				<u>0.5</u>	0.5	<u>0. 4</u>	
報	告	書 作	成					<u>1. 0</u>	0.9	
合			計			<u>0.7</u>	<u>2.4</u>	<u>3. 7</u>	<u>4. 6</u>	

- (注) 1. 橋梁上部工架設工法別工法一覧表の架設工法Ⅲに適用する。
 - 2. トラック (クローラ) クレーンによる直接架設で、かつ支保工の必要のない簡易な架設は橋梁上部工の 歩掛に含むものとする。

正

- 3. フローティングクレーン工法,台船工法による一括架設及びケーブルエレクション斜吊工法等の特殊工法は,対象としない。
- 4. 設計協議については、主目的とする構造物の設計協議に含むものとする。
- 5. 照査には、赤黄チェックによる照査も含む。

第8節 橋梁設計

8-2-11 架設計画(1工法)

(2)標準歩掛

(架設工法Ⅲ)

(1工法当り)

() ())		,							(1	
		職	種		直	接	人	件	費	
区	分			主 任 技術者	技師長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技術員
設	計	計	画			0.4	1.0			
設	計	計	算				0.6	0.8	0.9	
設	計	+	図					1. 1	1.2	
数	量	計	算						0.6	
照			查				0.4	0.5	0.3	
報	告 書	事 作	成					0.8	0.8	
合		•	計			0.4	2.0	3. 2	3.8	

現

- (注) 1. 橋梁上部工架設工法別工法一覧表の架設工法Ⅲに適用する。
 - 2. トラック (クローラ) クレーンによる直接架設で、かつ支保工の必要のない簡易な架設は橋梁上部工の 歩掛に含むものとする。

行

- 3. フローティングクレーン工法, 台船工法による一括架設及びケーブルエレクション斜吊工法等の特殊工法は, 対象としない。
- 4. 設計協議については、主目的とする構造物の設計協議に含むものとする。
- 5. 照査には、赤黄チェックによる照査も含む。